平成２６年（フ）第６５２号
神戸市北区八多町吉尾782番地の４
破産者　平井　憲次
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６５９号
兵庫県三田市小野544番地４
破産者　畠中　好美
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２号
兵庫県養父市大屋町大屋市場948番地　大屋支援ハウス１号室、前住所兵庫県養父市左近山１番地
破産者　田村甚喜智
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
兵庫県豊岡市但東町中山32番地の６
破産者　本田アルミ建材こと　本田八千代
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第６７４号
熊本市東区沼山津１丁目12番22―401号　セントラルパークマンション401
破産者　宰川　洗耳
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２０号
大分県国東市安岐町塩屋1004番地１　ルミエール102号
破産者　大海　　實
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
沖縄県沖縄市園田３丁目４番24号　305号室　玉城方、住民票上の住所沖縄県中頭郡読谷村字古堅873番地
破産者　吉盛　　毅
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２００号
沖縄県うるま市字前原１番地１　サンライズマンション105
破産者　北野　真弓
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１８号
沖縄県宜野湾市上原１丁目15番11号アーバンライフハート４－Ｆ、住民票上の住所沖縄県島尻郡伊平屋村字島尻1824番地１
破産者　仲川　佳樹
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第１５８号
北海道旭川市旭神３条４丁目４番５号
破産者　岸田　忠千
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８２号
北海道上川郡愛別町字南町418番地16
破産者　坂本　盛幸
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１４号
北海道旭川市末広６条７丁目８番11号
破産者　赤間智惠子
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５８号
北海道旭川市永山３条１丁目２番２号　ハイツガーベラ103号
破産者　佐藤　真弓
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６７号
宮城県白石市字兎作18番地３　コーポアベーヌ101
破産者　高橋　　博
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第４３号
福島県郡山市安積町荒井字鎗ヶ池４番地の５
破産者　遠藤　新二
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２０１９号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町298番地８　シュロス保土ケ谷208号
破産者　森本　　晋
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０２０号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町298番地８　シュロス保土ケ谷208号
破産者　森本ミドリ
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１０３号
横浜市青葉区すみよし台33番地３　ベルタパルコＡ102
破産者　野村　浩之
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部